

基発 1001 第 8 号  
平成 26 年 10 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

労働安全衛生法関係手数料令及び作業環境測定法施行令の一部を改正する政令の施行について

労働安全衛生法関係手数料令及び作業環境測定法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 327 号）は、平成 26 年 10 月 1 日に公布され、同日から施行されることとなった。

今回の改正は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）に基づく労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント並びに作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号。以下「作環法」という。）に基づく作業環境測定士の登録に係る手数料の額を下記のとおり改定するものであるが、これらの施行に当たっては、その周知について遺漏のないようにされたい。

なお、指定登録機関には、別途周知していることを申し添える。

#### 記

- 1 労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）第 1 条第 5 号の改正は、安衛法に基づく労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの登録に係る手数料の額について、3 万円から 2 万円に引き下げるものであること。
- 2 作業環境測定法施行令（昭和 50 年政令第 244 号）第 3 条第 4 号の改正は、作環法に基づく作業環境測定士の登録に係る手数料の額について、2 万 5 千 8 百円から 2 万円に引き下げるものであること。